

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大することとした。（第41条の4関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 旅券法の一部改正に伴い、一般旅券記載事項訂正手数料を廃止することとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日等

(1) この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条、第5条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 水質汚濁防止法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 旅券法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 4 施行期日等

(1) この条例は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）の施行の日から施行することとした。ただし、1（表2の項の改正部分に限る。）は大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行の日から、3及び(2)は旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 岩手県社会福祉審議会の委員の定数を20人以内とすることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置の目的に地域における福祉サービスの充実及びコミュニティの活性化に資する施設の整備の促進を加えることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 岩手県麻薬中毒審査会の委員の定数について定めることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 基準該当訪問看護の事業の設備及び運営に関する基準に係る規定を削ることとした。（附則第44項～附則第46項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第68号）

1 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスを基準該当児童発達支援等とみなすための設備及び運営に関する基準について定めることとした。（第55条の8、第72条の4関係）

(2) その他所要の改正をすることとした。（目次、第55条の5～第55条の7、第81条関係）

2 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の算定に当たり、基準該当児童発達支援等とみなされる通いサービスに係る登録を受けた障害児の数を含むものとする事とした。（第97条関係）

(2) 短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準について、基準該当児童発達支援等とみなされる通いサービスに係る登録を受けた障害児に対する宿泊サービスに係る基準を追加することとした。（第111条関係）

(3) その他所要の整備をすることとした。（第97条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県子ども・子育て会議条例（条例第69号）

1 子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 委員の人数等子ども・子育て会議の組織について定めることとした。（第2条関係）

3 子ども・子育て会議の会長及び副会長について定めることとした。（第3条関係）

4 子ども・子育て会議の招集等子ども・子育て会議の会議について定めることとした。（第4条関係）

5 子ども・子育て会議に、部会を置くことができること等とした。（第5条関係）

6 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができることとした。（第6条関係）

7 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理することとした。（第7条関係）

8 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定めることとした。（第8条関係）

9 施行期日

この条例は、平成25年11月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例（条例第70号）

1 福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第5条関係）

2 県営住宅に県営豊間根アパートを加えることとした。（別表関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、規則で定める日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例（条例第71号）

1 岩手県国民体育大会運営基金の設置の目的に第16回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資することを加えるとともに、題名を「岩手県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例」に改めることとした。（題名、第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第72号）

- 1 取消処分者講習の指定試験機関等を追加することとした。（別表第7関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）